

○報告事項

旧県立体育館の安全性等について

司会)

時間になりましたので、教育長の臨時の記者会見を始めさせていただきます。

では、まず始めに教育長からご報告があります。

教育長)

本日はお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、旧県立体育館の安全性についての県の見解を、改めて報道機関の皆さんにお伝えして、県民の皆様にお知らせできればと考えてございます。

お手元に資料を配らせていただいております。資料の1ページからになります。

旧県立体育館に係る経緯でございますけども、解体の判断に至る経緯、そして、解体判断後の動きにつきましては、先週9月5日の会見でもご説明したとおりでございますので、今日は省略させていただきまして、2ページ以降、旧県立体育館の安全性について、まずは営繕課長のほうから説明させていただければと思います。

営繕課長)

それでは説明させていただきます。お手元の資料では2ページになります。旧香川県立体育館の安全性について、ご説明させていただきます。

まず、国においては、東日本大震災などを受けまして、建物の耐震診断の義務化などを進めてきておりまして、県におきまして、これまで県有施設の耐震診断や耐震改修に取り組んでまいりました。

本日のご説明の内容ですが、2ページに記載のとおり、1つ目として、「建物本体の耐震性の不足」、2つ目として、「支持杭の耐震性の不足」、3つ目として、「屋根の落下の危険性」、4つ目として、「建物外部の老朽化の状況」、5つ目として、「建物内部の老朽化の状況」、参考として、「西側の緊急輸送道路との関係」につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、3ページをご覧ください。はじめに、「1 建物本体の耐震性の不足」についてご説明いたします。

四角い枠で囲んでいますとおり、旧県立体育館におきましては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく告示」というものがありますけども、こちらに定められた診断方法に基づきまして、平成24年度に耐震診断を行っております。

採用している耐震診断方法でございますけれども、これは簡易的な診断方法ではなく、これまで相当の実績を有し、現在も一般的に用いられている診断方法でございます。国土交通大臣の告示による診断方法と同等以上の効力として大臣が認めました、いわゆる「認定診断法」と呼ばれる診断方法を採用してございます。

耐震診断の結果でございますが、耐震診断報告書によりますと、左下に表がございすけれども、報告書には、「X、Y方向ともに、1階及び中2階において、目標値を満足していない。よって、耐震性能に問題ありと判断する。」とされてございます。

この診断結果の数値が、左下の表のIs値（読み：アイエスち）でございますけれども、ご覧のとおり、中2階と1階が安全の基準となる0.54より低いため、この数値をもとに、国土交通省が示す安全性に関する評価にあてはめてみたところ、中2階及び1階が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」という分類に該当しております。

なお、この中2階と1階に倒壊等が起これば、2階部分は診断の結果は0.54以上となっておりますけれども、2階部分の倒壊にも繋がる危険性があると考えてございます。

続きまして、「2 支持杭の耐震性の不足」についてご説明させていただきます。4ページをご覧ください。

こちらは、国土交通省監修の「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」に基づきますと、地震時における杭の水平耐力は必要な耐力に対して、約12%不足しており、結果は下の表のとおりになります。

下の表を解説しますと、「必要保有水平耐力」というのは、地震時に想定される横向きの力とお考えいただけたらと思います。それに対して、その力に抵抗する杭の力ですけれども、杭は509本ほどございますが、それが3990.5トンで、結果、不足ということで判断してございます。

この数値につきましては、液状化が発生しないという前提のもとの計算でございます。液状化が発生すれば、さらに杭の耐力が不足することになります。

ちなみに、その不足耐力を、今、入っている杭と、杭の支持力、性能と同じと換算すると、約67本不足という計算になってございます。

続きまして、「3 屋根の落下の危険性」についてご説明させていただきます。5ページになります。

こちらは、平成24年の耐震診断時の調査をもとに作成してございますけれども、その調査によれば、「屋根を支持する主要な構造部材である吊りケーブルに腐食が見られる」と。あと、吊りケーブルと直行する、「押え棒鋼の腐食及び屋根本体のPC板の鉄筋が破断している。」とのことでございます。当時の状況につきましては、左に写真を2枚ほど掲載してございます。

また、耐震診断報告書によりますと、最終的な所見としましては、「吊構造であるため個々のPC板（屋根板）は、緊張力によって一体的な面を形成しており、安定した状態を維持する一方で、部分的な落下で緊張力が緩むことにより不安定な状態となり、劣化の状態にかか

ならず、連鎖的に落下が発生するおそれがある。」とされてございます。

右下に屋根板とかのモデル図を描いておりますけども、白く細長いのが、いわゆる屋根コンクリート板で約1.1m角と。これが赤の吊りケーブルの上に乗っているという状況になりまして、吊りケーブルと直行方向に、青線の押え棒鋼が走っているという状況です。コンクリート板の中には、緑でお示したように、鉄筋が縦横に入っているという状況でございます。この赤・青・緑につきましては、写真に吹き出して示しております、例えば、赤で吊りケーブルという言葉でお示しております。青は押え棒鋼とか、緑が屋根PC板の鉄筋ということで、写真の解説を付けさせていただいております。

それでは、次に、「4 建物外部の老朽化の状況」について、6ページに基づきましてご説明させていただきます。

先月、改めて旧県立体育館の外部及び内部について老朽化状況の確認を行いました。

建物外部の老朽化の状況につきましては、コンクリート製の外壁のいたるところに、鉄筋の腐食によるコンクリートの剥離並びに鉄筋の露出が見られております。また、コンクリート外壁面のひび割れも発生しておりまして、このうち、代表的なものについてお手元の資料に掲載してございます。

また、平成24年度の耐震診断におきましては、屋根PC板の中性化につきましても調査を行っておりまして、その結果は中央部の写真となっております、中性化を示す、赤紫色となっていない部分が多くみられることから、雨水の侵入などによりまして中性化が進行していると考えてございます。

皆さんご存知とは思いますが、このコンクリートの中性化につきましては、空気中の二酸化炭素がコンクリートに侵入して、コンクリートの持っているアルカリ性、これから中性へと近づけていくという劣化の現象でございます。この中性化が進みますと、鉄筋を保護する被膜が破壊されたりして、鉄筋が腐食することで、コンクリートにひび割れや剥落が生じ、建物の耐久性が低下すると言われております。

それでは7ページをご覧ください。「5 建物内部の老朽化の状況」についてご説明いたします。

ご覧のとおり、老朽化しておりますけども、まず左上の写真、ここではひとつしか掲載しておりませんが、多数の箇所屋根防水の劣化による雨漏りが発生しております。また、この雨漏りによりまして、広範囲に渡り、アリーナのフローリング床の腐食がみられております。右上の写真のように、中には著しく黒く変色して腐っている箇所も見受けられております。

また、左下の写真のコンクリート壁には、わかりにくいのですが、赤線でお示しておりますように、ひび割れが生じております。

このように、旧県立体育館の建物外部及び内部につきましても、老朽化が進行しているといった状況になってございます。

最後に、参考として付けております、「西側の緊急輸送道路との関係」につきまして、ご説明いたします。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定につきまして、ご説明させていただければと思います。

わかりやすいのは、一番下の図が旧県立体育館を南から見たところでございます。西側の道路が図面の左側になります。こちらの図を見ていただくと、赤い線が引いておりますけれども、耐震性が不足している旧県立体育館の場合につきましては、西側の緊急輸送道路が、香川県耐震改修促進計画におきまして、避難路に位置づけられていることから、道路の中心線から45度の角度の線（図の赤線）を引いたラインより上部に建築物の部分があるということで、建築物の耐震改修の促進に関する法律の通行障害建築物と呼ばれるものに該当してございます。

以上、簡単ですが、旧香川県立体育館の安全性に関しまして、ご説明させていただきました。

教育長）

それでは、続きまして、記録保存について私のほうから説明させていただきます。9、10ページをご覧くださいと思います。

旧県立体育館は、当時としては最先端の構造技術であった、吊り屋根構造を用いた技術、あるいはダイナミックな外観造形、そして、内部の緻密な平面構成による意匠に加えて、長く「船の体育館」として県民に親しまれてきた歴史など、様々な価値を持った建物であると考えてございます。

このため、歴史的・文化的価値を十分に配慮し、丁寧な調査・記録作成と、県民に分かりやすいコンテンツによりまして、その価値を可能な限り後世に継承することを目的として、記録保存を行うものでございます。

県民の皆様には、調査等を通じて得られたデータなどを活用し、「VRによる仮想空間での建物の再現」、「建物の造形美や構造を伝える模型」、「吊りケーブルなどの特徴ある部位や椅子等の家具などの現物保存」、「ホームページ等での情報発信や特別展の公開」などを考えているところでございます。

9ページの真ん中どころ、記録する対象でございますけれども、形状などの「建物の現況」と、当時の施工技術や施工精度などの「技術力」とし、記録方法としては、「建物の現況」は、写真撮影や動画撮影に加えて、最先端の技術を用いて3次元データを計測する3D測量、「技術力」は、特徴ある部位などを調査する建物評価調査、施工内容調査、建設当時の関係者からの聞き取り調査などを予定してございます。

そして、これらのデータなどを、報告書として、旧県立体育館の学術的な価値をまとめたいと考えています。

記録保存の進め方は、10 ページにあります。大きく、解体工事前、解体工事中、解体工事後の3つのステップで時期を捉え、各ステップに応じて、適切に各調査を実施していくこととしております。

現時点の状況ですけれども、写真撮影と動画撮影、3D測量については、専門業者と契約を締結し、記録の作成に着手しており、特に、関係者からの聞き取りの動画撮影は、今年の4月以降、順次、進めているところであります。

現在、建物評価調査や施工内容調査について、専門家からご意見をいただきながら、仕様書の作成等を行っているところでありまして、今後、各ステップに応じて丁寧な記録保存を進めてまいりたいと考えております。

改めてにはなりますけれども、2年半前に解体の方針を決めて、記録保存及び解体方法の検討などの準備を進めてまいりました。

閉館から約10年が経過して、建物本体の耐震性が不足していること、地下にある支持杭が想定される地震では支持力が足りないこと、屋根の中のコンクリートの中酸化、それに伴う鉄筋の腐食などもあって、屋根の落下は平常時でも可能性があること、こういった安全面のリスクをできるだけ早く取り除くことが重要であると考えており、引き続き、解体に向けた手続きを進めていくとともに、丹下健三氏が設計し、多くの建築的な特徴を有する旧県立体育館の文化的価値を県民の皆様に伝えていけるよう、多彩な記録の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会)

それでは、ご質問をお受けしたいと思います。

記者)

「1 建物本体の耐震性の不足」に関連してお伺いします。

ここに書かれている国土交通省告示なんですけれども。これは、耐震改修促進法に関する告示、平成18年に出た改正を繰り返されているようなんですけれども、それで間違いないですか。

営繕課長)

そうですね、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」ということで、平成18年1月25日に出された国土交通省告示第184号で、おっしゃるとおり数回改正されております。

記者)

今、それを拝見していて、その中で「建築物の耐震診断の指針」というのがありまして、これが資料に記載いただいている耐震診断の方向にあたる部分かなと思うんですけど、こ

の認識で間違いないですか。

営繕課長)

はい。

記者)

それを受けて追加でお聞きしたいのが、ここに書かれている耐震診断っていうのは、いわゆるどこの部分をどのような基準で評価するかというところの話であって、いわゆる再生委員会が指摘するようなモデルの話ではないと思うんですけど。

再生委員会側が指摘している安全性の話のまず根本としては、別に耐震診断が不適當であるとか、適切に行われてないという話ではなくて、使われているモデルが簡略化だから現実に即してないんじゃないかという指摘だと思うんですね。

なので、耐震診断の方法に確かに適してはいるんだけど、使われているモデルがそもそも現実に即してないのではないかという指摘には、これはちょっと正面からの答えになってないと思うんですけども。

そのモデルですね、4本のモデルだし、屋根もむくりが付いていない平面のモデルでの耐震診断になっていることについての見解っていうのは、これはいかがでしょうか。

営繕課長)

一般的な、多く用いられているということで、モデルが不適切だったとは思ってございません。

記者)

あれで十分に、現実に即した形での耐震性能診断ができているというふうにお考えだということですか。

教育長)

おっしゃるとおりです。

先ほど営繕課長がご説明しましたけども、採用している診断方法は簡易的な診断方法ではなく、これまで相当の実績を有し、現在も一般的に用いられている診断方法であるという説明をしておりますが、このことをございまして、簡易的な診断方法という受け止めではございません。

記者)

診断方法が別に簡易って言っているわけじゃなくて、使っているモデルが現実よりもかなり簡略化された建物の図面で計算しているでしょというのが再生委員会の指摘。

教育長)

それは杭の話ですか、鉄筋の話ですか、建物の話ですか。

記者)

昨日、事務局との話の中でもされたと聞いていますけど、そもそも柱の水平耐力を計算に入れてないことですか、屋根のむくりですね、これが比較的フラットな状態での図面を使われていることですか、鉄筋の数が実際よりもかなり少ない、100本程度あると思われるのが、かなり少なく見積もられていることとか、実態よりもかなり弱いモデルを使って今回診断をしているんじゃないかという指摘が再生委員会側からあるはずなんです。ここについて伺いたい。

営繕課長)

そういうお話をいただいて、県の方で確認しました。

大柱の4つの柱の件ですけども、こちらの耐力につきましては、鉄筋がだいぶ不足しているんじゃないかというようなご指摘というかお話、ご意見をいただいております。計算につきましては認定されたプログラムによって行うんですけども、初めに入力した柱のリストというのは、断面図があるんですけども、そちらは確かに4本の鉄筋になっていました。その柱のリストからですね、自動的に算出された数値を計算過程で用いているのではなく、別途、詳細に検討して算出された数値を、計算過程において、直接、電算に入力して耐震診断を行っております。

なので、最終的には、鉄筋量を減らして計算を行っているような記述にはなっていない耐震診断になってございます。水平力につきましても、計算を見ると、全く負担していないというお話でしたが、そういった全く負担していないようなことはございませんでした。

記者)

基本的に今のお答えでいくと、再生委員会側の指摘に関しては当たらないというお考えですか。

営繕課長)

当たらないですね。

記者)

2点目の支持杭の耐震性の不足についてお伺いしたい。

こちら丹下都市建築設計の方が出された診断報告書の中にも記載があったと思うんですが、この耐震性が不足していることによって、具体的に何が生じるっていう見解なのか、もう一度伺ってもいいでしょうか。

営繕課長)

まず、あくまで一般論になるんですけども、横から来る力に対して、これがもたないということになると、例えば、歪んだり、場合によってはせん断力という力が働くと、折れたりとか、ひびが入ったりするのが一般的に懸念されているような被害と言いますか。

ただ、この建物がそうなるかどうかと言われると、そこは耐震診断では、どういう症状になるかというコメントはなかった。

記者)

ちょっと確認したかったのは、この耐震性が不足しているっていうのは確かに指摘をされているわけですけども、ただあくまでも水平耐力の不足っていうのと、液状化の可能性も高いっていう指摘に留まっている。その後の展開については、あくまでも、今おっしゃられたのは、一般論としてとか、懸念として想定されているっていうことですよね。

営繕課長)

そうですね。地震もどんなものがくるのかははっきりわからないし、土の中なので、確かに詳しい調査もできないと思うので、やっぱり上部構造に比べて精度が落ちるというのは当たり前かなと思っていますが、おっしゃるとおり、ここにはっきりどんな被害が出るというのは記載されていません。

記者)

最後に、参考で付けていただいている西側の緊急輸送道路との関係です。

今回ご説明いただいている内容は、この建物自体が、要するにこの緊急輸送道路との関係で考慮しなきゃいけない建物なのはわかりました。耐震化が必要な建物ですから、何らかの措置を講じなければいけないところまではわかるんですけども。再生委員会の方から指摘もありましたが、今まで、例えば、会見の中でも質問に対する回答の中で、瓦礫の散乱が影響する可能性があるっていうふうにおっしゃられていたわけなんですけど、その根拠はどうだったのか。

営繕課長)

まず、おっしゃるとおり、いわゆる通行障害建築物に該当しているということで、何らかの措置を講じていく必要がある。

瓦礫につきましては、あくまで可能性ということで、診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるというふうに診断されている以上、そういった瓦礫、例えば屋根の板であるとか、そういったものの可能性というのは完全には否定できないと思っていますので、例えばの例として会見でおっしゃっていると思っています。

いずれにしても、この建物がどう崩れるか、地震もいろいろございますので、一口に倒壊、崩壊といっても、どちらにどう崩れるかとかいうこともわからない中で、法律に基づいて、我々としては、このままでは長く置いておくことはいけないということをもとに、進めてい



るところです。

記者)

今のご回答の中で、念のため確認したかったところが、丹下都市建築設計から出されている診断結果の中に、いわゆる倒壊後の周辺道路への影響項目に、瓦礫ですとか散乱に関する記載はなかったわけじゃないですか。

周辺道路での輸送は確保されているみたいな記載はありましたけど、瓦礫が影響を与えらるかっていうような話はなかったと思います。

だから、具体例だったのかもしれないですけど、会見の中でおっしゃられたような、周辺に影響が出るかもしれないっていうのは、あくまでも耐震診断の結果ではなくて、耐震診断の結果から、県の方で推測されたこととか、懸念していることとして表明されたということですよ。耐震診断の中では触れていない。

営繕課長)

耐震診断の中では、瓦礫が西側の道路に飛散するという記載はございません。

記者)

最後に、資料とは別の件で、教育長にお伺いしたいことがあります。

最初は、確か知事会見で池田知事が安全性に関する説明を開く旨を表明された後に、淀谷教育長がこちらの会見をおっしゃられたと思うんですけど、安全性の説明を記者会見形式で開かれた理由を改めて伺いたい。

教育長)

今、このことについてはいろんな報道がされておりますので、報道機関の皆様方を通じてお知らせするのが、より多くの県民の方に伝わるのではないかと。そういう判断をまずはさせていただきます。

記者)

確かに報道がかなり出ているので、報道を通じてというのはそうですけど、今回、専門家の方ですとか、再生委員会ももちろん含めてですが、少なくとも一部の市民、県民からの疑問が上がっている中で、いわゆる一般市民も参加できるオープンな説明会のような形も想定はされたと思うんですけども、そちらではない理由というのは。

教育長)

やっぱり様々な意見がある中で、中立的な立場でお知らせできる環境というのをまず考えたんです。その結果、やっぱり会見で報道機関の皆さんを通じていろんなことをお知らせするのが、一番適当ではないかと考えました。

記者)

引き続き、今回の会見方式での県民への説明の場というところでお伺いしたい。

この会見後に、県民に対して、今回の資料ですとか、この内容を伝えていく考えはありますか。

教育長)

今、具体的なところは頭にはないですけども、いろんなことを考えながらということです。から、説明を尽くすというスタンスの中で、方法とかについてもいろいろ考えていけたらいいなと思っております。

記者)

今回に関して、民間で再生を目指している再生委員会の方と、明らかにその安全性に対して言っていることが異なる中で、向こうは向こうで会見を開いて、こちらはこちらで会見を開いてということではなくて、双方がひとつの場で意見を交わす。昨日も面談がありましたけど非公開でしたが、今後公開にして、双方が意見を闘わせるっていうのを、取材を含めてさせていただけるという考えはありますか。

教育長)

今の段階ではちょっと考えていないです。

今は、お互いの意見がもう全く違うと。片や、再生保存ですね。片や、解体記録保存なんですね。そこが、意見が相容れない部分があって、そこをどんな形で話し合いをしていくのか。今、住民監査請求も出ている状況ですから、今後、法律上の争訟になっていく可能性もあると。そういったことを考えると、なかなか今、ちょっと想像がしにくい状況であります。

記者)

昨日の面談の場でも、どちらかというところ聞く姿勢ということで。今日、伝える内容についても再生委員会の方には伝えていないっていう理解でよろしいですか。

教育長)

伝えていないです。

記者)

それは何でなんですか。その場で、こちらはこう考えている、向こうはこう考えている。じゃあ、それはどうなんだっていうことをやった方が話は深まると思うんですけど。

教育長)

内容ですか。

記者)

食い違っている部分に関して。

教育長)

食い違っている部分が交わるころのイメージがまだ湧いてないというか。それはありますね。簡易な診断方法でないとか、鉄筋を減らしているんじゃないとか、そんなこと言われていますが、一般的な診断方法であって、鉄筋を減らしていることなんてまずないっというようなことを確認していますから。じゃあ、それで何が深まるのかなというのが、イメージがちょっとできなくて。

記者)

何が深まるというか、この平行状態を続けても、逆に、何にもならないんじゃないかなと思っていて。

事実ベースで合っているか合っていないかということ言えば、双方の見解をぶつけて確認すればいいだけの話なのに、それをその場でやらずに双方が会見で主張しているというのが、県民からすると、いつまでたっても平行線のままだって思わざるを得ない。

教育長)

これも何回も申し上げていますが、急に、何かこう始まったわけではなく、いろいろ手続きをずっと踏んできて、2年以上の時間をかけて、今こういうふうな状態に、我々はあるという認識です。

ところが、1か月ちょっと前に、こんなやり方もありますよとパツと言って来られたのが今の状況で、そこで平行線みたいになっているわけですから。それはちょっと我々の方から何か歩み寄る、何か提案みたいなものをするのは、それはどうなのかなと思っています。

記者)

そうではなくて、別に先方も対立しようと思っているわけじゃないと思うんです。こういう見解もありますって言うことに対して、その場では答えずに、会見の場で答えるということが不毛ではないかというふうに思うんです。その場で言えば事実確認できるじゃないですか。

教育長)

十分に先方の主張をお伺いして、組織としてやはりどういう見解なのかというのを返す必要がありますから、昨日の段階では答えられなかったという部分はあります、確かに。今後どうやっていくかは、またちょっと考えますけども。

記者)

それと、対立している、意見が食い違っている部分に関して、双方が言っているっていう

ので我々こう伝えられるわけですけども。例えば、第三者を入れて客観的に検証して、このことに関してはこちらの言い分があります、というような検証する考えはありますか。

教育長)

お話した通りですけども、平成 24 年度の診断があって、これは危険である、何らかの対応の必要があると。体育館として使うことができないのか、耐震改修していただけないのか。する人がいませんでした。他の方法で何か使えないのか。使う手法が現れませんでした。民間の方は使っていただけないのだろうか。持続可能な経営は難しいだろう。そういう流れの中で、危険性を排除するために、解体という手法を選びましたよね。

それを選んで、それを進めていくために時間をかけてやってきたという、今がありますから。これを今から 10 年前にまた戻せというのは、なかなか難しいかなと思います。

記者)

端的に言うと、もうタイムオーバーだから、もうこれ以上何を言っても、変えられないということなんですか。

教育長)

いや、安全ですよという主張を、技術的な面も含めておっしゃっていますから。そこはこれだけ強くおっしゃっているので、やはり話はお伺いしたいというスタンスは、基本は変わっていません。ましてや、先方からもお話をさせて欲しいという申し出がございますので、それをシャットアウトするつもりは全くないです。

記者)

ただ、事実上、もうシャットアウトしているんじゃないかなと映っているんですけど。聞いていると言いながら、基本的には変えようとしないと一方で言われているように。

教育長)

変えようとしないというか、ご理解をいただきたいということです。説明を尽くしたいというのはそういうことです。

記者)

先ほど説明いただいた、平成 24 年の耐震診断で耐震が不足しているという事実は、これはもう最初からわかっていたことなんですけど、今、浮上している問題は、再生の提案について協議をする時間を持たないほど急ぐのかってということだと思うんです。それを再三、会見で質問している中では、倒壊の危険があるってということをおっしゃられていて。この耐震の不足しているという事実と、一刻も早く解体しなければならないほど倒壊するのかっていうこと、そこを混同しているような気もするんですけど。

教育長)

時間軸については、どちらもはっきりしたこと言えていないと思います。

我々も、もうこれ以上、先延ばしは難しいかなと、2年半近くかけてきての今ですから。再生委員会の方は、直ちには倒壊しないとおっしゃっていますけども、直ちにという時間軸は言ってくれていないので、よくわからない。そこはありますね。あんまり時間軸の議論はできないのかなと思っています。

記者)

実際、診断の中で、上から2番目の倒壊または崩壊する危険性があるっていうところに対して、前回の会見でボタンと倒れるみたいな説明がありましたけど、本当にそこまで倒れるのかっていう、ファクトベースでの説明は今回に至ってもなかったと思うんですけど。

教育長)

グシャツとなるとか、倒れ方も向こうに行くのか横に行くのか、それはわかりませんけども。それははっきり言って、じゃあ、本当にどんな倒れ方をするのかという、何万通りの揺れがあるわけですから。それはなかなかすべてを網羅することは、やっぱり難しいかなと思います。

危険性がある以上は、何らかの対応が必要じゃないですか。何らかの対応といったときの手法として、耐震すればリスクは0.00何%は残るかもしれませんが、相当安全になると。解体すればリスクはゼロですよ。

まずは、最初、改修の方法を取ろうと試みた。それが結構長く時間がかかった。今度、解体の方針ということで解体という手法を試みた。2年半かかって、今ここにあると。それが現実だし、それが事実だと私は思っています。

記者)

どうもその倒壊の危険に関しては、やっぱり、今の説明を聞いても、一般論。一般的に壊れる可能性があるというところに留まっている中で、本当に壊してしまった後に、後世の人達が壊してよかったんだらうかって振り返ったときに、もうこれしかなかったんだと説明できるだけのことを本当に尽くせるかどうかだと思うんですけど。

教育長)

それを尽くすために、こういう場をつくって皆さんにご理解いただきたいし、丁寧な記録保存もやっていきたいし、記録保存にあたっては、独善的なやり方じゃなくて、様々な専門家の方にもご意見いただきたいし。多分、専門家の方はいろんな想いがあると思います。丹下先生の作品なので。それに対してのご意見をいただきながら、しっかりと記録保存していきたいというのを、この1年半、2年ぐらい、これは県議会の場合だけだったと思いますけども、私は誠実に答弁してきたつもりであります。

記者)

そこは否定しませんが。記録保存に専門家の意見を聞くってことであれば、最後、本当に壊すほど危険なのかということに対して、第三者の意見を聞いてみるという考えはないんですか。

教育長)

これはですね、先ほどから申し上げていますが、耐震診断の結果が出ていますので。これをもとに、いろいろやってきたわけでありまして。この結果をもとに、2年半以上前に方針を決めたわけでありますから。改めてする(第三者の意見を聞いてみる)っていう予定は全くないです。

記者)

耐震診断といってもかなり古い13年前の診断であるし、基本的には改修するっていう前提で、(改修工事は)入札不調に終わりましたが、改修のための耐震診断だったわけじゃないですか。今に至って、本当に壊す判断としてこれを使っていいのかっていう。

教育長)

私は、そこはちょっと専門家でないのでよくわからないんですけども、耐震改修のための診断と、その他の診断っていうのがあたかもあって、耐震改修のための診断であれば危険性がある。解体のための診断だったら危険性がないというような結果になるのかどうかというのもよくわからないんですね。私は専門家でないで。

選ぶ手法によって、この建物の危険性が変わるというのは、ちょっと何か、ずっと入ってこなくて。

記者)

再生委員会側の主張として、この13年前の耐震診断書をもとに解体を判断するっていうのはどうなんだっていうふうに言われているわけですけど、それについては。

教育長)

私は、一般的な、先ほどもお話したように、鉄筋の量も含めて簡易でもない、国の定めた方法による診断をもとにしておりますから、これをもとに判断するのも適切ではないかと考えております。

記者)

昨日、はっきりとこの耐震診断書を読み違えているというふうに、再生委員会はおっしゃっていました。それについては。

教育長)

読み違えていないという認識であります。

記者)

読み違えてはいないと。危険性を誇張しているのではないかということに対しては。

教育長)

私も読みましたけど、誇張という言い方が、結構感覚的じゃないですか。そこはどう受け止めたらいいのかちょっとわかりませんでした。誇張という言い方がですね。

記者)

せっかくこういう場を開いて、我々を集めていただいたので、最後に教育長がお話になったことと同じになるかもしれませんけど、我々を通じて県民の方に訴えたいことを改めて教えてください。

教育長)

旧県立体育館について、耐震診断の結果を受けて解体という方針を決め、準備を進めてまいりました。そのことについての建物の耐震性の不足とか、そういった危険性があるということに進めてまいりました。この方針について、ぜひご理解いただきたい。あわせて、丁寧に記録保存させていただきたいのでご理解いただきたいと、そういうことでございます。

記者)

先ほどいただいた資料の３ページ、建物本体の耐震性の件でございます。

こちらの鉄筋のところで、県の方でも独自に調べていると説明がありましたが、その調べ方、どういったかたちの検査だったのか改めて教えてください。

営繕課長)

鉄筋の数ですね。診断書に付いている構造の計算書を見ました。その記載を読み上げさせていただきますと、先ほど私が申し上げましたように、当初の電算プログラムでなしに、改めて計算を個別に大柱にかけて、その結果を直接、電算に入力したというふうに申し上げたと思うんですけども。その理由として、記載されている報告書には、大柱はその形状が整形でないため、プログラム入力により正確な耐力を算定することが困難であることや大柱直下に杭が何本もあるんですけども、これによって耐力が決定される。その可能性を考慮する、ということになっております。

記者)

改めて出た診断書をもとにではなくて、県として独自に。

営繕課長)

いや、独自じゃないです。書いているものを読むとそうなっているということです。報告書の中に書いております。今、私が申し上げた、大柱はその形状が整形でないためというコメントが診断書の中にあります。

記者)

報告書の何ページかとわかりますか。

営繕課長)

報告書2の12ページに書いています。ただ、これがセクションごとで分かれているんだと思うんですけど、2の耐震診断資料、4)構造体の耐震診断資料、(2)構造体の耐震診断資料、3の耐震診断結果というセクションになっています。

記者)

非常に素朴な質問なんですけども、建物は耐震改修をすれば使えるってことですか。

教育長)

耐震改修すれば地震については耐力が持ちますけども、屋根はまた別途必要になる。

営繕課長)

そうですね。当時の耐震改修についても、躯体もそうですけど、屋根もそうですし、杭についても水平耐力がないので杭を打つというような改修の内容でしたので。躯体だけでなしに、その他もろもろ、それに付随するものも当然必要となります。

記者)

3回にわたって耐震改修工事しようとしたわけですよ。ただ、これは平成24年の調査を受けて、何らかの手を打てば建物は残せるっていう判断のもとに、耐震改修工事をやろうということで作られたけど、応札がなかった。そういうことですよ。

教育長)

はい、おっしゃるとおりです。

記者)

当時で言うと、もうこれはしょうがないね、壊すしかないねっていうことで県は進めてこられたわけですけど。今回ですね、ちゃんと耐震改修工事をした上でってことだと思いますけども、民間が、民間施設として、民間のお金で買い取りますと、そういう提案が出てきた。これは県にとってみれば、(解体費用)10億円はいらなくなりますし、丹下建築も残る。単純に考えると良いことづくめの提案だと思いますけども、それに対して、県は一度決めた解



体方針というのを崩さないっていう理由を、繰り返すですけど改めて。

教育長)

それは民間のご提案が、事業主体とかが確定できていないとか、事業の計画が十分でないという受け止めをしておりますので。そこがまだまだ熟度が上がってないので、お任せするわけにはいかないかなと思っております。

記者)

再生委員会の提案で、もっと、例えば投資家が出てきて、その事業主体、もうすでに説明は挙げてますけども、県として納得いく提案が出てきたら可能性はあるんですか。

教育長)

以前から言っていますが、あまり仮定の話でお答えしにくいんですけども。

一般的に、県の所有物ですから、アトラダムに手を挙げていただいて、いいですね、さあどうぞ、というような売却の仕方、そういうのは手続き上、たぶん認められてないと思います。だから、売却するのであれば、県の方から募集をして、誰かが手を挙げていただいて、その中から最も高い値段を付けてくれた人の事業計画がどれだけ熟度があるかとか、そういうやり方になるのかなと思います。

令和3年にマーケットサウンディングをしました。これは民間の、いわゆる市場の声ってどうなんだろうかなということ聞いてと思います。市場の声の熟度もそこまできてなかったんで、そこからじゃあどうするかということで解体の方針になったということです。

記者)

再生委員会の耐震性についての今回の提案ですね。それについてはどういうふう to 受け止められていますか。

教育長)

提案そのものについての受け止めというよりも、我々はやっぱり誰がするのかとか、事業計画の担保がどこまであるのかとか、そういう観点から見えています。ですので、ホテルとして再生するとか、そういう案だと思いますけど、その内容そのものについてあんまり感想というのはなく、事業として本当に成り立つのかなっていう、そういう観点で見させていただきますと、まだまだ熟度は低いのかなと思っています。

記者)

耐震性とか安全性についてはいかがですか。再生委員会提案っていうのは。

教育長)

それは今、ご説明申し上げたとおり、我々は危険性があるという判断でございますので。

リスクはないと言われても、そこはちょっと相容れないものがあります。

記者)

昨日、非公開の面談の中で再生委員会の方から、我々じゃなくても第三者が現況モデルで耐震診断をして、倒壊の危険性が少ないという、小さいという判断が出た場合、解体を止めるのかという質問がなされて、いらっしゃった出席者の方は、ちょっと今この場では返答できないとおっしゃったそうなんです。その後、検討されてどうでしょうか。

教育長)

ちょっと現段階でもなかなか、お答えしづらい内容ですね。

記者)

理由は。

教育長)

仮定の話なので。

記者)

先ほどリスクはないと言われても、みたいな話がありましたが。知事の方も、安全だと言っている方に任せるのかどうかみたいな発言もあったんですけど。多分、言葉じりの問題かも知れませんが、リスクはないと言っているわけではなくて、今すぐ全体が倒壊するような危機性は想定されないという言い方をされていて。もちろん耐震も不足しているし、改修の必要性っていうのは、たぶん言っていると思うんですけど。程度の問題かなと思うんですが。

教育長)

程度というか、今すぐっていうと、そのすぐっていつなんですかっていうのがありますよね。

記者)

まあ、地震がいつ来るかもわからないし。

教育長)

そうなんですよ。

記者)

それはもちろんありますし、老朽化していることも事実なんですけど。ただ、勝手に言っているわけではなくて、構造の専門家が、ある程度見られて、建物全体が倒壊するようなことはないとおっしゃっていて。今、伺うと、耐震診断の結果、不足しているっていうことを

根拠に崩れることもあるでしょっていう一般論で言われても、そこはなんかちょっと対象にならないっていうか。

教育長)

だけど、それを繰り返しちゃうと時間だけ経ちませんか。ずっと積み上げてきての今ですから。今すぐ壊れませんよねっていう主張が、ずっと繰り返されちゃうってことですかね。

記者)

延々というわけではないと思うんですけど、提案を協議するぐらいの時間はあるんじゃないかっていうこと。

教育長)

様々な意見がある中で、決めなければいけませんから。どこかで。そういう中で動かしてきて今があるという、これはご理解いただきたいと思います。評論しているわけじゃなく、まさに、何かを決めて動かさなければならないということだと思ってましてですね。どういうやり方があるのかというのを、いろいろ動かしていく中で、最後、こういう手法が残って、その方針に乗かってこう動かしてきたという。そういう流れかなと。私としては、そういう受け止めです。

記者)

建物内部の老朽化の状況ですが、これは安全性とどういうふうにつながる資料なんでしょう。

営繕課長)

まず、安全性に最も関係しているのは屋根の漏水です。漏水があるということは、先ほど申し上げましたように、雨水が侵入して、(コンクリートの)中性化が進行して、鉄筋が膨張して、コンクリートの破片が落ちるということで、地震時に崩壊する、飛んでいくというか、弾けるというか、危険性も当然高まってくる。写真の中でいうと屋根とその下の壁のひび割れですね。当然、中性化も進行しますし、コンクリートの圧縮に対する強度もひび割れが発生すると、出てきた数字を低減するようになっているので、こういったことが多くなると建物自体の耐力が下がるという診断になる。

フローリングの方は、逆にこれだけ漏れている結果かもしれないが、劣化の状況ということで、お示しさせていただいたものです。

記者)

内部で見えてきた状況から、コンクリートの中性化が進んでいくということが予想されるってような資料ですか。

営繕課長)

予想されるというか、現状、こういうふうに劣化が進んでいますと。診断においては、こういう劣化も考慮して診断するようになっていきますので、今言ったように、安全性のどこに繋がるかという、そういう意味でこちらに掲載させていただいたということでございます。

記者)

それに関連してなんですけども、外部の老朽化の状況だと令和7年8月撮影で写真を掲載していただいているが、このあたりは、これまで耐震診断が終わってからも、県として撮影したりとか、調査したりということを定期的にやられてきたんでしょうか。

営繕課長)

今回撮影したのは、本日お示しするために撮影したものでございまして、通常その維持管理を県がしている中で、劣化状況というものも、ある程度は把握しているというふうには認識しておりますけども、定期的に劣化状況を写真で撮っているかという、それはやっていないということでございます。

記者)

今日の会見のために8月にはもう撮影していたということでしょうか。

教育長)

会見だけではなくて、いろんな提案も出てきているので。

営繕課長)

いろんなご提案いただいている中で、まずは現状把握するのも必要だろうということで写真を撮った中のうち、外部の老朽化の状況について、今日お示しさせていただいているということです。

記者)

再生委員会の方にも示したりされているんですか。

営繕課長)

今回のものはしていません。

記者)

現状の8月時点の老朽化の剥離とか露出とかの具合っていうのは、耐震診断が出てからの経過としては、あり得る経過というか、予想通りの経過をたどっているという認識でしょうか。

営繕課長)

予想通りかと言われると、ちょっとそこは何とも言えない。

記者)

耐震診断よりも劣化が進んでいないとか。

営繕課長)

診断のときにも、すべてのところを撮影しているわけではないようなので、お答えできないです。

記者)

屋根の落下の危険性について、平成 24 年の耐震診断の中で、非構造部材の耐震診断で、天井ですとか屋根材について、一部劣化が見られるとか、耐震化がなされていないという記載がある。ただ、結局、揺れが起きた場合に、それが屋根材ですとか、天井がどうなるっていう判断は、この中でなされていないという理解ですが、その点はいかがですか。

営繕課長)

地震の揺れがあれば、この屋根が弾けるとか、どうこうという直接的な記載はないですね。

記者)

屋根の落下の危険性の有無っていうところでいうと、ここも診断書ベースで考えると、あくまでも劣化はしていますと。屋根に関しても耐震化をしていませんっていうことで、じゃあ揺れたらどうなるのって書いてあるのは、結局、壁面の亀裂と杭の圧壊による自重型の倒壊と書かれているわけで、結局、屋根の落下については言及されていない中で、落下の危険性っていうのを指摘しているのは、診断書をもとに県の方でリスクの予測をされているものになるんですか。

教育長)

落下の危険性は（指摘）している。

営繕課長)

通常の状態でも落下の危険性は（指摘）されています。

教育長)

だから、段階を踏んで、最初はフロアを使わせないようにして、最後に全体閉館したんです。揺れなくても落ちるから、フロアは使わないようにしましょうねと。ただ、下のトレーニングルームは使えるようにしていたんですけど、耐震診断の結果が出て、揺れるともう全

部、下が崩れますよということで閉館。多数集客施設なので、段階を踏んで対応したと記憶しています。

営繕課長)

写真でお示ししている箇所については、「現状で腐食が著しく、今後も加速すると推察されるため、常に落下の危険が高い状態であると判断する。」と書かれております。

記者)

落下の危険性を把握されて閉館しているのが、たぶん耐震診断中だと思うんですよ。

教育長)

そうです。耐震診断中です。

記者)

これは時系列的にはどういう流れですか。

教育長)

診断中に、その評価をいただいたんだと思います。

記者)

とりあえず、即座に、診断中だけど、利用だけは1回止めようという。

教育長)

私の記憶では平成23年の補正予算で診断設計を出していますから。その執行の途中段階で1回閉めた、フロア部分の使用を中止したんだと思います。

記者)

繰り返しになるんですけど、西側の緊急輸送道路に瓦礫が散乱して（道を）塞ぐ可能性というのは、根拠はないってことですか。

教育長)

ゼロではないでしょうね。根拠というのは診断書上の根拠ですか。

記者)

診断書上は、ない。

教育長)

診断書上は書かれていないですね。

営繕課長)

ただ、繰り返しになりますけども、耐震性がなくて、倒壊、崩壊の可能性があるというような建物なので、そういう通行障害建築物である以上は、そういう可能性もないとは言い切れないと思っています。

記者)

資料８ページの赤の斜線がありますよね。ここに引っかかって、この出っ張りの部分があるってこと自体が、通行を妨げる障害建築物に該当しているってことなんですよ。

教育長)

おっしゃるとおりです。

記者)

だから、崩れるかどうかという根拠がなくても、ここに引っかかってしまえば、崩れたときに瓦礫が散乱する可能性があるっていう根拠はここにあるってことです。

教育長)

そういう整理なんです。

記者)

この４５度の斜線ですけど、これも素直に考えると、直方体のビルがバタンと倒れた時のことを想定されていると思うが、この体育館の形状でそういう倒れ方はなかなか考えづらいと思う。

教育長)

考えづらいのかも知れませんが、こういう要件の中で定められていますから、その建物に認定する必要があるとして。そうなってくると耐震診断が義務付けですし、何らかの危険性を排除するのは必要になってくるというだけなんです。これはもう、こういうふうな規定です。

記者)

規定の想定とは違うけど、形式的にそうになっているから対応が必要になるということですか。

営繕課長)

規定で該当しています。

記者)

その規定そのものが直方体のビルの形を想定されているものではないですか。

教育長)

いや、ないと思いますね。

営繕課長)

法律の主旨といいますか、どういうものを想定しているかというのは、その法律に書かれていませんので、私どもが言っているのは、その法律に該当すると。これは間違いない。

記者)

形式的に判断されたということですか。

営繕課長)

形式的というか、法律なので。形式も何も、法律で当てはってしまいますよね。それが事実ですと。

司会)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で記者会見を終わらせていただきます。ありがとうございました。